

終了課題の成果一覧(行政効果報告より抜粋)

研究課題名	年度		研究事業名	主任研究者氏名	専門的・学術的観点からの成果	臨床的観点からの成果	ガイドライン等の開発	その他行政的観点からの成果	その他のインパクト	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)	その他(件)	
	開始	終了								和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願・取得	施策に反映	普及・啓発
給水末端における水質および給水装置・用具機能の異常監視と管理に関する研究	17	19	地域健康危機管理研究	中村 文雄	不適切な装置工事や給水装置・用具の機能不全に由来する水質異常や音・振動、漏水、逆流などの早期検出のための機器を開発することができ、結果として、これら異常現象に対する迅速対応への可能性をより具体化させることができた。また、また、それらの機器から発信される異常情報を活用した給水末端の維持管理体制を確立することにより、給水システムにおける衛生的問題発生の未然防止の可能性を高めることが出来るものと考えられた。	—	—	—	各年度における各3回研究委員会(①研究計画、②中間報告、③最終報告)の都度、その内容について新聞報道されてきた。	0	1	0	0	20	1	2	0	0
残留塩素に依存しない水道の水質管理手法に関する研究	17	19	地域健康危機管理研究	国包 章一	水道における塩素消毒と残留塩素保持は、わが国では義務とされているが、これらを義務としている国は世界的に見て非常に限られている。本研究では、あえてこれらのごとを正面から取り上げて、そのわが国における今日的意義と問題点につき科学的に再検討した。この結果、結論にはまだ到達し得ていないものの、検討すべき課題の概要とその取り組み方法につき明らかにすることができた。本研究の成果は、専門的および学術的観点から見て重大な意義を有するものである。	本研究は、必ずしも臨床的観点と直接結びつくものではない。しかし、水道水の塩素消毒と残留塩素保持は、水系感染症の集団発生と関連があると考えられることから、今後はこのような観点からの諸外国の状況を含めた情報の収集と解析も、並行して行う必要があるものと考えられた。	水道の給配水過程において水道水の水質を良好な状態に保つためには、1. 浄水処理における消毒が十分であること、2. 配水水質並びに配水システム(特に管路)の内面が良好な状態に保たれていて、腐食や生物増殖による水質悪化が問題とならないこと、3. 配水過程における外部からの汚染のおそれがないこと、4. 給水栓水の定期的な水質検査などが行われていること等が、重要な条件となることを明らかにした。これらは、今後、給配水過程における適切な水質管理のためのガイドラインを策定する上で、骨子となるものである。	折しも平成19年に水道法の制定50周年を迎え、本研究は、厚生労働省の水道行政担当者に水道における残留塩素保持義務の今日的意義の再確認を促す上で、またとない素材を提供するものとなった。本研究は残留塩素保持の有用性を否定するものではないが、水道法制定当時と比べてその有用性は明らかに低下してきており、今後、より望ましい水道水質を確保するためには、残留塩素に依存した給配水過程での水質管理から脱却することが必要である。そのような意味において、本研究の果たす役割は極めて重要である。	平成19年9月6日に国立保健医療科学院において一般向け研究成果発表会「残留塩素に依存しない新しい水道システムの構築に向けて」を開催し、当該研究における成果を中心に、水道における塩素消毒の意義および残留塩素に依存しない水道を実現する上での技術的課題等につき、水道分野に関連する技術者を含めた一般の方々を対象に、情報発信と普及啓発のための活動を行った。当日は、台風接近による荒天にもかかわらず多数(約150名)の参加者があり、本研究課題に対する関心の高さが伺えた。	3	3	0	0	14	2	0	0	1
健康危機発生から原因特定に至る初期時の個人情報の利用と保護に関する研究	18	19	地域健康危機管理研究	土井 徹	健康危機管理に際して個人情報の取り扱いで困難が生じた事例を、全国の保健所・地方衛生研究所・衛生主管部局・検査所を対象としてアンケート調査により収集し、個人情報保護に詳しい弁護士の見解を元に、法律的解释を行いガイドライン作成のための基礎資料を作成した。	—	ガイドライン作成のための基礎資料となる。	健康危機管理の個人情報取り扱いに関するガイドラインが作成されるまで、保健医療福祉従事者が健康危機管理に際して個人情報の取り扱いを、より容易にするための方針、すなわち1. 法律的解释を示した事例を自身の地域に合った形に整理し、事前に個人情報保護審査会・審査会の判断を求めておく、2. 個人情報訂正等の請求に係る流れと窓口等一連のシステムの整理・広報が必要で、LGWANIによる情報共有と端末のセキュリティ強化策に努める必要性を示した。	今後、進展させていく予定。	0	0	0	0	3	0	0	0	0
シックハウス症候群の実態解明及び具体的な対応方策に関する研究	18	19	地域健康危機管理研究	岸 玲子	原因となる要因が多種にわたるため、これまでシックハウス症候群について十分な実態解明がなされてこなかった。本研究ではわが国最大規模の調査研究を実施し、建材由来の揮発性の化学物質のみならず、ダニアレルゲン、真菌、微生物由来の揮発性有機化合物(MVOC)、可塑性・難燃剤、湿度環境、住まい方等がシックハウス症候群の症状に関与していることを明らかにすることで、実態解明および具体的な対応方策について大きな成果をあげた。	シックハウス症候群は、多種の要因が重なって原因になることがあり、実態の把握が難しかった。本研究では、国際的な定義に従い、シックハウス症候群に関するAnderssonらが開発したシックビル質問票MMO40EAの日本語版(Mizoueら、2001)を用いた調査で、かつ環境測定を全戸に実施して原因の解明を行った。医事新報「シックハウス症候群の疫学—最近の知見—」(平成20年1月)に執筆して化学物質過敏症との違いについて臨床医への啓蒙活動となった。	保健所への質問紙調査の結果をはじめとする研究成果に基づき、保健所等のシックハウス相談窓口および一般人に活用可能な「シックハウス症候群の相談マニュアル」を作成した(1. マニュアルの活用方法と相談フローチャート; 2. 疾病概念・疫学・自覚症状; 3. 原因と発生源として対策; 4. 住宅等の環境測定; 5. 症状の出た住宅や職場への支援; 6. いわゆる「化学物質過敏症」; 7. 相談への対応; 8. 内容別相談と回答例)。	全国規模の調査を実施したことで、地域特性に基づくシックハウス症候群の予防対策が立案できるようになった。特に、北海道地区は他の地区と比べて室内換気状況と湿度環境が大きく異なるなど、地域特性に配慮した住まい方に関する方策を立てる必要性が示唆された。また、シックハウス症候群に関する住民の直接的な相談窓口としての保健所等の役割と課題が明確になったことで、今後、相談機能を強化する際に参考とすべき貴重な情報が得られた。	第78回日本衛生学会(平成20年3月、熊本市)では、シンポジウム「シックハウスの実態と対応方策について」を開催し、生物学的要因、化学的要因についての研究成果に加え、予防医学・医療面および行政面からの対応・方策についての口演後、盛んな討論がなされた。さらに特集の形で雑誌に掲載される予定である(日本衛生学会誌第63巻、2008年)。	18	16	3	2	50	11	0	0	0